2　法第三十条の規定により適用する法第十三条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、学校卒業見込者等は、次に掲げる事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、船員の募集を行う者に明示しなければならない。

一　当該学校卒業見込者等の氏名及び住所又は電子メールアドレス

二　次に掲げる当該学校卒業見込者等の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ　学校若しくは専修学校（以下このイにおいて「学校等」という。）の学生若しくは生徒又は学校等を卒業した者　学校等の名称及び在学年又は卒業した年月

ロ　公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校（以下このロにおいて「施設等」という。）の行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者　施設等及び職業訓練の名称並びに修了することが見込まれる年月又は修了した年月

ハ　独立行政法人水産大学校若しくは独立行政法人海技教育機構（以下このハにおいて「機構等」という。）の行う船員の教育訓練を受ける者又は当該教育訓練を修了した者　機構等及び教育訓練の名称並びに修了することが見込まれる年月又は修了した年月

ニ　第二条第三号ニ又はホに掲げる者　各種学校又は外国の教育施設の名称及び在学年又は卒業した年月

三　青少年雇用情報の提供を希望する旨

3　法第三十条の規定により適用する法第十三条第二項の規定による青少年雇用情報の提供は、前条第一項第一号イからハまでに掲げる事項、同項第二号イからニまでに掲げる事項及び同項第三号イからニまでに掲げる事項のうちそれぞれ一以上について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

第七条　法第三十条の規定により読み替えて適用する法第十四条第一項の規定による青少年雇用情報の提供は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

2　法第三十条の規定により読み替えて適用する法第十四条第二項の規定により青少年雇用情報の提供を求める場合には、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める事項について、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、求人者に明示しなければならない。

一　当該求人者が学校卒業見込者等求人の申込みをした地方運輸局又は無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者をいう。）　前条第二項第三号に掲げる事項

二　前号に掲げる者から職業の紹介を受け、又は受けようとする学校卒業見込者等　前条第二項各号に掲げる事項

3　前条第三項の規定は、法第三十条の規定により読み替えて適用する法第十四条第二項の規定による青少年雇用情報の提供について準用する。

（権限の委任）

第八条　法第三十条の規定により読み替えて適用する法第二十五条に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　第三条の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に青少年の雇用の促進等に関する法律第十一条の労働に関する法律の規定を定める政令（平成二十八年政令第四号）に掲げる法律の規定に違反する行為（以下この項において「違反行為」という。）をした場合（求人者が第三条第一号イに該当する場合（当該違反行為をした日を起算日とする過去一年以内において当該違反行為と同一の法律の条項に違反する行為をしたことがある場合に限る。）にあっては、当該同一の法律の条項に違反する行為を施行日以後にした場合）について適用する。

○国土交通省令第十二号

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号）の一部の施行に伴い、及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第三十三条の規定により読み替えて適用する同法第十一条の規定に基づき、船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月二十九日

国土交通大臣　石井　啓一

船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

船員に関する青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十条」を「第三十三条」に改める。

第二条中「第三十条」を「第三十三条」に改め、同条第三号中「小学校（」の下に「義務教育学校の前期課程及び」を加える。

第三条各号列記以外の部分中「第三十条」を「第三十三条」に改め、同条第一号中「第三十条」を「第三十三条」に、「第二十五条」を「第二十八条」に改める。

第四条から第七条までの規定中「第三十条」を「第三十三条」に改める。

第八条中「第三十条」を「第三十三条」に、「第二十五条」を「第二十八条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

告　示

○復興庁告示第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（久慈市復興推進計画（認定番号岩手第二十一号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　農林中央金庫

二　住所　東京都千代田区有楽町一丁目十三番二号

○復興庁告示第二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（大船渡市復興推進計画（認定番号岩手第二十二号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十二日付けで認定した復興推進計画（大船渡市復興推進計画（認定番号岩手第二十二号））に係る指定金融機関を平成二十八年二月十八日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十八年二月二十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東北銀行

二　住所　岩手県盛岡市内丸三番一号